

平成 28 年度 第 6 回教育問題審議会 会議録

日時：平成 28 年 9 月 21 日（水）

午後 3 時～午後 5 時

場所：泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

○会長

本日は御多用の中、ご出席いただきまことにありがとうございます。

ただいまから、第 6 回教育問題審議会を開会させていただきます。議事に入ります前に、委員の委嘱及び本日の委員の出席状況について、事務局よりお願いいたします。

○教育部長

本日は、副会長様と B 委員様から事前に欠席の旨の通知がございましたので、ご報告をさせていただきます。ただいま委員 20 名中 18 名の方の出席をいただいております状況でございます。

○会長

ただいま報告がありましたように、本日は既に出席委員が過半数を超えておりますので、この審議会は適法に成立しておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、資料の確認について事務局より説明をお願いいたします。

人権教育課長。

○人権教育課長

配付させていただきました資料の確認をお願いいたします。万一漏れがありましたら、後ほどご指摘のほどお願いいたします。

まず、事前資料といたしまして、資料 1、先行実践例、市議会厚生文教常任委員会視察の分でございます。

資料 2、文部科学省小中一貫教育の導入についてでございます。

資料 3、先行実践例、こちらは教育委員会事務局の視察分でございます。

資料 4、小中一貫教育を提案する理由でございます。

資料 5、小中一貫教育 4－3－2 カリキュラム例でございます。続きまして、A 3 の資料 5－5 つくば竹園学園学びのスキル系統表目指す児童生徒像段階表でございます。

それから資料 6、小中一貫教育のメリット・デメリットでございます。

資料 7、各学校の建築年数と耐震補強工事の実施年度でございます。ここまでは、事前の配付資料になっております。

本日の配付資料といたしまして、本日の議事日程と資料 8、教育問題審議会開催日程案でございます。

資料 9 と 10 は、後ほどご説明いたしますが、審議会の会議録でございます。内容をご確認頂くため審議会に参加された委員様のみの配付になっております。資料 9 は、4 月 25 日に行われました第 4 回の会議録になっております。こちら

のほう参加された委員様のみの配付になっております。

資料 10 は、第 5 回の教育問題審議会の会議録でございます。

以上でございます。

○会長

当審議會は、原則公開となっております。本日の傍聴の申し込みにつきましてはどのようなになっていきますでしょうか。

教育部長。

○教育部長

ただいまのところ、傍聴の希望者はございません。

○会長

本日、傍聴の希望者なしということでございますので、議事に入らせていただきますと思います。

本日配付の議事日程をご覧ください。2 として議事の事項が書いてございます。

まず、1 番目の資料説明でございます。先ほど事前配付資料と本日配付資料ということで確認をされたものでございます。前回 8 月 3 日の第 5 回審議会におきまして、委員の皆様から諮問内容についての審議に当たり、これらの資料の請求がございました。

内容といたしましては、小中一貫校をイメージするための先行実践例の資料。これは、この配付資料一覧を見ていただきますと、資料 1 先行実践例として市議会関係の視察に関する資料、それから資料 3 先行実践例として教育委員会事務局の視察に関する資料。それから社会経済的背景を踏まえて格差をなくす取り組みは幾つかある中で、小中一貫教育にたどりついた経緯ということについては、資料 2 「文部科学省小中一貫教育の導入について」や、資料 4 「小中一貫を提案する理由」になるかと思えます。

続いて、小中一貫教育のカリキュラム例。例えば 4－3－2 制での取り組みということで資料 5 というふうな形で準備をしてもらっています。

それから小中一貫教育のメリット・デメリットということで資料 6 にまとめてくださっています。それから各学校の建築年数と耐震補強工事の実施年度のわかるものということで、これについては資料 7 という形でまとめてくださっております。

まず、資料 1 につきましては、市議会の視察ということで C 委員にご説明をお願いし、資料 2 から 7 につきましては事務局から説明をお願いするというような形でよろしいでしょうか。

それでは資料 1 について C 委員よろしくお願いします。

○C 委員

皆さんこんにちは。市議会代表の C と申します。

それでは、資料 1 に基づきまして、今年の 5 月に市議会の厚生文教常任委員会で行った行政視察の内容について説明したいと思います。

5 月 17 日から 18 日にかけて、厚生文教常任委員会で、広島県竹原市と大竹

市に視察に行っていました。

まず、竹原市ですが、資料の 1 ページからご覧ください。竹原市は、人口約 3 万 9,000 人の瀬戸内海に面したまちです。

竹原市における小中一貫教育についての流れですが、まずは平成 17 年 6 月に竹原市立小中学校における通学区域の弾力化及び小中一貫教育のあり方について、竹原市学校教育システム検討委員会というものが立ちあげられて、そこに諮問をされます。その後、約 2 年間の議論を経て、平成 19 年 3 月に同検討委員会から答申ということになっております。

竹原市では、資料の 2 ページの下の方にも載っておりますが、中学校区ごとに 4 つのブロックに分けて、小中一貫教育が進められております。1 つは連携型ということで賀茂川ブロックと竹原ブロックで進められております。そして一体型ということで、忠海ブロックで小中一貫教育が進められております。現在平成 30 年の開校に向けてもう一つの吉名ブロックで小中一貫教育が進められております。

私たちは忠海学園という施設に視察に行かせてもらったのですが、この施設は施設一体型ということで 1 つの建物に小学校と中学校の各クラスが入っているということでした。ただ、施設は一体型ですが、小学校は小学校の枠組み、中学校は中学校の枠組みということですので、1 つの施設の中で中学校と小学校が別々にあるというようなところでした。校長先生も 2 人いらっしゃいますし、それぞれの教員も別々です。ただ、一体型の施設ですので、それぞれの学校行事を通して小中の連携を行っているというような説明を受けてまいりました。小中のつながりや小学生が中学生をお手本にする、また、中学生が小学生に対してしっかりと指導するというようなメリットなどのお話も伺ってまいりました。さらに、教員間のいろんな連携というものもメリットとしてはあるという話も伺ってまいりました。細かい点はまた読んでいただけたらと思います。

もう一つは、資料の 9 ページから始まっております小方学園に視察に行っていました。大竹市は、広島県山口県境にあります。人口約 2 万 7,800 人の市でございます。平成 14 年に策定された大竹市小中学校充実のための基本方針の中に市内の小中学校の統廃合計画というものが一定示されており、それに伴い義務教育 9 年間で将来生産活動に参加することのできるたくましい子供の育成を目指すという平成 22 年度に大竹市立小中一貫教育に関する基本方針が示され、今回は、平成 25 年度に小方学園が開校されるということで見てまいりました。こちらの学園のコピーも資料に載っていると思うんですが、新築で非常にすばらしい学園でした。学校の真ん中に、シンボルとなるような人工芝の丸い中庭がありました。休憩時間、コンサートなどのいろんな活動に中庭を活用するということでした。全ての教室がこの中庭を中心につくられているということで非常にいい教育環境だと感じました。またここは小学校、中学校ともに同じ建物の中で学習を行うということで、こちらも学校行事等を含めて非常に連携のとれた教育内容で行われておりました。2 つの施設を見る中で、1 つ感じたのはどちらも小中学校合同ではあるんですが、竹原市の忠海学園については、

各学年がほぼ1クラスの小中一体なのですが、小規模校ということで運営をされておりました。そして、2日目の小方学園につきましても、各学年2クラスということで、規模でいうと中規模なのかなというような学園でございました。子どもが少なくなったから、あるいは子どもが多いからという理由で小中一貫を進めるのではなく、小中一貫教育を進めていこうという1つの方針に沿って進められているというような話を伺いました。

泉南市でこれから取り組もうとしている部分に、どういう形で取り入れることができるのかはわかりませんが、まずは小中一貫教育を進めるという1つの方向性を示す必要性というか、大事さというものも感じました。

簡単ですが、視察についての説明は以上です。資料等見ていただいてわからない点、また聞きたい点がありましたらまた後ほどでも聞いていただけたらと思います。

以上です。

○会長

小中一貫教育を進める考え方をどのように示すかということが大事というふうな点で視察の報告をいただきました。ありがとうございます。

では、続いて資料2から事務局のほうでお願いできますか。

○教育部参与

続きまして事務局から説明をしてまいります。

まず、資料2をご覧ください。資料2、文部科学省小中一貫教育の導入についてでございます。資料2としては、3点の資料をご用意しております。資料2の1をご覧ください。資料2の1は、学校教育法等の一部を改正する法律の概要で、小中一貫教育を制度化し、9年間の一貫した教育を行う学校、義務教育学校を新たな学校種として追加すること等につきまして記載をしているものでございます。

昨年6月に法律改正をし、本年4月から施行されております。義務教育学校にあっては、小中両方の教員免許状が必要になるなど要件がございます。詳しくは次の資料2の2のところでご説明いたします。

資料2の2をご覧ください。小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査についてでございます。この調査は、本年4月から小中一貫教育が制度化されるに当たり、2月1日を調査日として導入状況等について調査をしたものでございます。調査項目については、下段にございますとおり、Ⅰ平成28年度における義務教育学校、小中一貫型小学校、中学校の設置状況、Ⅱ小中一貫教育の推進状況、推進方針等について調べたものでございます。

3ページをご覧ください。3ページの下段でございます。平成28年度における義務教育学校、小中一貫型小学校、中学校の設置数でございます。まず義務教育学校でございますが、13都道府県、15市区町村で設置をされているという状況でございます。設置数、学校数としては22校でございます。施設形態としては、施設一体型が19校ということでございます。次に、小中一貫型小学校・中学校の併設型でございます。こちらは21府県、37市町村、115件で設置

をされておりまして、こちらは施設分離型が 89 件ともっとも多いということでございます。

次に 4 ページをご覧ください。小中一貫教育に関する制度の類型でございます。義務教育学校でございますが、修業年限は 9 年になります。免許は、原則小学校、中学校の両免許状を併有している必要がございます。

次に教育課程でございますが、義務教育学校、小中一貫型小学校、中学校ともに 9 年間の教育目標の設定であったり、9 年間の系統性、体系性に配慮がなされている教育課程の編成が必要ということでございます。

また、教育課程の特例といたしまして、独自教科の設定や指導内容の入れ替え、移行ができるということになっております。その下の表でございますが、これは平成 28 年 4 月から開設をされた義務教育学校の状況でございます。22 校のうち、大阪府では守口市立さつき学園が 1 校あるということでございます。守口市さつき学園につきまして、詳しくは後ほど資料 3 でご説明をさせていただきますが、この表の中の「区切り」では、6－3 制になっておりますが、学校建物としては 4－3－2 制に対応できるようになっておりまして、現在は移行期間中のため 6－3 制としてスタートしているという状況でございます。

次に、少し飛びまして 9 ページをご覧ください。義務教育学校の設置予定でございます。平成 28 年度は、22 校が設置をされております。設置は、平成 35 年度以降に予定されているものを含めると、全体で 136 校でございます。その下の表になります。設置予定の義務教育学校における教育課程特例の活用状況でございます。検討中、未定としている学校が 65% と大半を占めておりますが、次いで小中一貫教科を設定する学校が 4 割となっております。

この中身でございますが、この後の先進校の説明のところでも出てまいりますが、ふるさと科や市民科など、自分たちの暮らすまちの歴史や特産などを学び地域社会への関心を高め、主体的にかかわる態度の育成を目指す内容のものが多くなっております。

次に 10 ページをご覧ください。義務教育学校の学年段階の区切りでございます。4－3－2 制が 6 割を占めているということでございます。また、その下のグラフになりますが、設置予定の義務教育学校の形態については施設一体型が 8 割ということで、大多数を占めているということでございます。

次に 12 ページをご覧ください。併設型小学校・中学校の設置予定でございます。平成 28 年度は 115 件が設置をされておりますけれども、平成 35 年度以降に予定されているものも含めると 437 件で予定されているということでございます。その下の表になります。設置予定の併設型小学校・中学校における教育課程特例の活用状況でございます。義務教育学校と同様、現在は検討中、未定であるという学校が多くはなっておりますが、小中一貫教科等の設定をしている学校が 3 割でございます。

13 ページをご覧ください。設置予定の併設型小学校・中学校の学年段階の区切りでございます。その他検討中、未定のものがこちらも多くとなっておりますが、その次に実際に運営している中では 6－3 制が最も多いという状況でござ

います。しかし併設型にあっても4－3－2制を採用する割合もかなりの数があり、ほぼ同数であるということが言えるかと思います。

次に、14 ページをご覧ください。14 ページの下表でございます。設置予定の併設型小学校・中学校の施設形態でございます。義務教育学校の8割が施設一体型であったのに対しまして、併設型は分離型が51%ということで半数を占めているという状況でございます。

16 ページをご覧ください。都道府県の調査の状況でございます。都道府県による小中一貫教育の推進状況でございますが、まだ様子見の都道府県が多いものの、これについて他の都道府県の取り組みを注視しているところや、制度化を踏まえ積極的な推進を検討しているという県も多数あるということでございます。

1 枚おめくりください。17 ページ、上段の表でございます。小中学校教員免許状の併有促進のための工夫でございます。別の文科省調査では、小学校教員のうち中学校の教員免許状を保有する者は6割、中学校教員のうち小学校教員免許を保有するものは約3割となっております。義務教育学校の場合でも当面の間は片方の免許だけで問題がないということでございますが、小・中学校教員免許状の併有促進について何ら取り組みがないとする県が最も多くなっている一方で、県みずから両免許状併有のための免許法認定講習を実施しているところが10 都道府県ありますほか、両免許状併有のための免許法認定講習を今後実施する予定である。あるいは一番上になりますけれども、両免許状取得の推奨を地域の教員養成課程を有する大学に要請しているという形で、積極的に取り組んでいる都道府県が多いということでございます。

次に、資料2の3をご覧ください。小中一貫教育の制度化による効果でございます。こちらは今ご説明した資料2の2、導入意向調査と同時期に文科省がまとめた資料でございます。平成26年5月時点、つまり正式に制度化される前の段階でございましたが、特区、研究開発学校制度により先行実施していた小中一貫教育の件数というものは1,130 件ございました。そしてこの4月に正式に制度化されたのち、スタートした学校というものは575 件となっております。数字だけ見れば減っているということになりますが、これまでは正式な制度ではなかったということで、実態として小中一貫といいつつ、例えば運動会だけ一緒にやっているような学校もあったというふうに文科省からは聞いておりまして、従来からしっかりと9年間の一貫した教育を行っていた学校ということだけで見れば、学校数は増加しているということでございました。

1 枚おめくりください。19 ページでございます。こちらは先行実施をしていた小中一貫教育の学校に対して調査したものでございます。1,130 校に対して行った調査結果でございます。今申し上げたとおり先行していた学校は玉石混交でありましたけれども、それでも中段、四角囲みのところにありますように、9年間をひとまとめにとらえて学校教育目標とカリキュラムを策定していた学校によっては多くの成果があがっているということでございます。具体的には、全国学力学習状況調査の結果の向上や、生徒指導の面において成果が出ている

ということでございます。詳しくは、また後ほどご覧をいただければと思います。

次に資料3をご覧ください。教育委員会事務局として先行実践例の視察を行っております。まず、1校目が守口市立さつき学園でございます。守口市は、人口が14万人、パナソニックがあるまちでございます。小学校は15校、中学校は7校、義務教育学校はこのさつき学園1校でございます。

2ページ目をご覧ください。この学校は敷地がそれほど大きくないため、学校としては5階建ての学校になっております。9年間の学びをつなぐ一貫した教育を推進する学校づくりをコンセプトに設計、取り組みを行っている学校でございます。小中学校の教職員が共同して機能する施設ということで、小学校と中学校の職員室を1つにしたほか、事務室とも一体化を図っているということでございます。職員室は1階でございます。また9年間の学びを系統的、組織的に行える施設ということで、普通教室を連続した学年で配置をしております。この絵では小さいので、後ほど5ページ以降のところで詳しく見ていきたいと思います。

次に、3点目はインクルーシブ教育を意識した施設ということでございます。よくある学校というのが1階の隅に特別支援の教室を固めて配置しているというものがありますが、そうではなく2階、3階に普通教室と同じように特別支援教室を配置し、普通学級との連携を深める設計になっているということでございます。

またその下でございますけれども、学習環境、生活環境の共用化の推進ということで、4階に技術、美術、図工等をまとめた創作エリア、理科室、理数科室と教科メディアを連携した理数エリア、2階に音楽室をまとめた音楽エリア、1階に給食室やランチルーム、調理実習室をまとめた食のエリアを設けるなど、エリアごとに計画的な教室配置をしているということでございます。

特別支援の教室配置や、関連する教科でエリアを設けるという手法につきましては、泉南中学校の建て替え整備にあたっても取り入れることとしております。

次に4ページをご覧ください。この学校の全体図でございます。このような配置で学校、建物ができているということでございます。

次に5ページをご覧ください。平面図でございます。1階の図面ですが、1階には地域開放を可能とするスペースが集中をしているということでございます。右の上のほうには中アリーナ、小アリーナがあって、ここは地域に開放するための体育館ということでございます。そのやや左のほうに目を移していただきますと、給食調理場、ランチルーム、調理室がございます。小学校は自校方式による給食を用意しており、給食は自分たちの教室で食べます。中学生につきましても、希望すれば同じものをこのランチルームや交流サロンで食べられるということになっております。そのほか先ほど申し上げたとおり、職員室、事務室、これは右側中段になりますけれども、このように、一体の部屋になっております。左側には多目的教室とございますが、ここには夜間中学が置かれ

ております。また、その下には児童クラブ、地域連携室や地域支援室があるなど、地域開放のためのスペースがたくさんあるということでございます。

次に、2階になります。2階は大アリーナがあるほか、4－3－2制の最初の基礎基本の部分である1年生から4年生の教室が2階でございます。

1枚おめくりください。6ページでございます。3階がメディアセンターや、5年生から7年生の部屋を配しているということでございます。その下の4階でございますが、こちらには理科室、美術、技術、図工という創作エリアがあるほか、8年生から9年生の教室があるという設計になっております。

1枚おめくりいただきまして7ページになります。5階になりますが、5階にはプールや青空菜園がございます。子どもたちが農作業、理科、食育等で活用するための青空菜園、ガーデンハウスがあり、子どもたちだけではなくて地域の方も一緒に野菜や花を植えて、交流するスペースとなっております。全体として地域に開かれた学校づくりを目指しているという印象を持ちました。

最後8ページでございますが、この学校の敷地面積は1万7,415平米です。泉南中学校の例で言いますと、約2万9,000平米ありますので、敷地面積としてはこの学校は規模の小さい学校と言えるかと思います。ただ、いろいろ創意工夫を凝らして、設計をされているという印象を持ちました。また総工事費ですが、40億円は超えているというようなお話がございましたので、やはり優れた良い学校をつくろうと思えば、それなりの金額がかかってしまうのかなと感じました。守口市の事例については以上でございます。

○人権教育課主幹

続きまして資料3の2、大阪府池田市の施設一体型小中一貫校であります、池田市立ほそごう学園について説明いたします。資料3の10ページをご覧ください。

ほそごう学園は、池田市立細郷小学校と池田市立細郷中学校からなる学校です。池田市初の施設一体型小中一貫校として、平成27年4月に開校しております。ほそごう学園の校区の前身である細河中学校区では、長年にわたり中学校区の教育内容について、合同研究や公開授業などを行ってきたという経緯があり、その伝統を継承しながら学校教育目標として「地域の特性を生かし、9年間の一貫した教育の中で子供たちに確かな学力と豊かな人権感覚を育て、仲間と共同し、みずからの進路を切り開く力を育成する」という教育を推進しています。

1年生から4年生までを前期、5年生から中学1年にあたる7年生を中期、それから中学校2年生、3年生にあたる8、9年生を後期としてさまざまな活動を行っております。

12ページと13ページをご覧ください。そちらに施設見取図があります。ほそごう学園は、旧細郷中学校の敷地に開校しています。旧細郷中学校の建物に新たな建物を増築するという形になっています。増築された東棟には、大きな吹き抜けの階段スペースを中心として、小中共用のランチルーム、図書室、メディアセンター、パソコン教室、サブアリーナ、床が稼働する屋上プール、小中

の教職員が集まる職員室である校務センターがあります。

一方、普通教室が集まる南棟と北棟は、教室の中に稼働黒板を配置したり、廊下に掲示スペースやベンチなどを新設するなどして環境整備を図っていますが、既存の中学校の校舎を使用しているために、教室の広さであったり、窓の高さなどが、小学生にはあっていないように感じました。開校2年目ですが、旧校舎を活用した部分につきましては、継ぎ目から雨漏りがあったということも聞きましたので、やはり新築ではなく改修したものでは、どうしても古いつくりの校舎であるという感じは残るということを実感しました。

それから運動場も、遊具が上り棒とうんてい、それから鉄棒だけという形でしたので、やはり小学校の子どもたちが遊ぶには不足しており、中庭を中心に遊ぶスペースになっているようでした。

続きまして14ページ以降ですが、4－3－2制での教育活動の内容が書かれています。入学式と卒業式については、小中学校の教職員が全員参加し、それぞれの小学校、中学校で行われています。しかし、始業式や終業式、それから体育大会や文化発表会などは小中一体で実施しています。避難訓練なども小中合同で行うそうです。

それから、5年生からの中期では、小中の教職員が一体となった教科担任制授業を行っています。具体的には7年生の理科の授業に、ティーム・ティーチングとして小学校の教員が指導に加わったり、6年生の算数の授業を中学校の数学の教員が行ったりするということをしているそうです。

また、16ページにあるんですが、服装も1年生から4年生は私服、それから5、6年生で標準服、7年生からは制服というふうに標準服から制服への移行なども行っているということです。

教職員の間でも、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した教育の重要性が、実際に子どもたちの姿を通して実感することができるようになったという声があり、特に中期である5年生から7年生の重要性がわかってきたというお話を聞かせていただきました。例えば、中学校で行う定期テストについても、小学校5年生の段階から少しずつ入れてはどうかというような意見も出てきているそうです。

また、子どもたちについては、実施前の不安として、中学生の荒れた姿を小学生が見ることの不安や、小学校6年生が小学校の最高学年としての自覚が育つのか、というような不安もあったようですが、逆に、中学生の子どもたちが小学生の子どもたちにかかわる時の接し方がやさしくなり、気遣いの様子が見受けられるというような効果があったようです。

教職員についても、中学校の先生が大声で指導するというのがなくなってきた感じがするとおっしゃっていました。教職員も、小学校だけ、中学校だけという意識が、小中の9年間を見据えるという意識にかわってきたという話でした。

ただ、職員会議について、全体で会議を行った後に、小学校と中学校に分かれて会議を行ったり、教科担任制の会議や異学年での行事の会議など、会議が

多くなってしまったというお話を聞かせていただきました。

私からは以上です。

○人権教育課長

私からは資料 4、5、6 を連続してご説明させていただきます。

資料 4 につきましては、小中一貫教育を提案するに至った理由でございます。1 ページをご覧ください。これは 1 月から始まった本教育問題審議会の中で検討された泉南市教育振興基本計画にも書かせていただいた「平成 25 年度全国学力学習状況調査、保護者に対する調査のきめ細かい調査結果」を活用し、国立大学法人お茶の水女子大学が実施した、文科省委託研究の調査研究結果をもとに記載しております。この資料での問題意識は、家庭の社会経済的背景というのを超えて、学力をつける学校というのはどういう学校なのかということを提案しております。

すなわち、どんな家庭環境に生まれても、学力をつけるためには何が必要かということ进行分析した結果でございます。1 ページは主に不利な環境を克服している児童、生徒の特徴が四角で囲んでいるところに示されております。家庭の社会経済的背景と、子どもの学力には大きな相関関係がありますが、ここに 6 点の特徴として示されている学習習慣、生活習慣がかなり影響していると思われます。教育振興基本計画で家庭、地域とつながった学校教育ということを大きな柱の 1 つにしているのは、ここを 1 つの根拠にしております。

2 ページをご覧ください。不利な環境においても成果をあげている学校の取り組み、それから下に学校内の家庭の社会経済的背景による格差の改善のための取り組みは何かということの調査結果になっております。家庭学習の指導の充実、管理職のリーダーシップと同僚性の構築、実践的な教員研修の重視、小中連携の取り組み推進、言語活動の充実と各種学力調査の積極的な活動、基礎、基本の定着と小人数指導。下は放課後を利用した補助的な学習、サポート、算数の授業における習熟度別少人数指導、小中連携、家庭学習の与え方に関する教職員の共通理解ということでございます。

このうち黒で塗りつぶした小中連携以外は、学校ごとの努力で取り組めるものでございますが、小中連携だけが教育行政としてのシステムにかかわる項目になっておりますので、小中連携ということが、学力向上の鍵を握るということを根拠に教育振興基本計画において、小中一貫教育を提案したということでございます。

続きまして資料 5 をご覧ください。小中一貫教育の中でも特に 4－3－2 制をとっている先進事例について紹介いたします。平成 26 年 5 月に先ほど菊池参与の説明にもありましたとおり、文科省が 1,130 校を対象に調査いたしましたところ、小中一貫教育に取り組んでいる学校の 26.1%が、4－3－2 制をとってございました。最も多いのは 6－3 制の 71.7%でございました。ただし、施設一体型で 4－3－2 制を実施している学校は 53.5%と半分以上を占めておりました。施設隣接型、それから施設分離型の 1 対 1、施設分離型 1 対多になるほど、4－3－2 制の実施校の割合は、低くなっております。

今年2月の文科省の意向調査によりますと、今後設置予定の義務教育学校では、4－3－2制を予定しているところが57%、そして小中一貫小中学校では、4－3－2制を予定しているところが24%になっているという現状でございます。

それでは資料5の1、小中一貫教育関連基礎資料をご覧ください。こちらは平成26年8月29日文科省の初等中等教育分科会小中一貫教育特別部会の会議資料でございます。この中に小中一貫教育の代表的事例として、事例1、広島県呉市における取り組み、事例2、東京都品川区における取り組み、事例3、東京都三鷹市における取り組みの3つの事例が紹介されております。

事例1と事例2が、4－3－2制に取り組んでいるところでございます。2ページの事例1の広島県呉市では、市内の全26中学校区のうち、施設分離型が22中学校区、施設一体型が4中学校区で現行制度の範囲内で9年間を見通して小中一貫教育を実施しております。9年間を前期4年、中期3年、後期2年に区切り、中期に重点を置いた教育を展開しております。3ページの事例2の東京都品川区では、区内の全中学校区において、施設一体型が6校、施設分離型が中学校9校、小学校31校で実施しております。特徴は全学年に市民科という新たな教科を新設し、小1から英語科を実施しているということでございます。そして小5から教科担任制を導入しております。9年間を4－3－2年で区切ったまとまりで計画を立てて実施しております。

詳しくは、資料5の2、呉市の取り組みをご覧ください。6ページの表に前期4年、中期3年、後期2年の目標形態活動が載っております。これは多くの自治体で共通するところですが、前期では具体的操作を通した基礎基本ということが目標になっております。中期は、基礎基本を活用した具体から抽象への移行、すなわち活用ということがキーワードになっております。後期では、それを発展していくということがキーワードになっているかと思えます。4－3－2制を導入している多くの自治体が基礎、活用、発展という3つのキーワードで小中一貫教育を進めております。

続きまして、東京都品川区の取り組みについて、9ページから資料を載せております。12ページの図を見ていただくとわかるように、ここでも小学校5年生からの教科担任制が実施されております。それから特徴として、13ページの下から2つ目の段落に、市民意識の醸成を目標にした新たな市民科という教科、それから次の段落にあるように英語科を1年生から取り組むということが大きなポイントになっているかと思えます。

続きまして、24ページからは、栃木県の宇都宮市の取り組みを載せております。27ページをご覧ください。4－3－2制の表が真ん中に載っておりますが、広島県呉市と同様に基礎、活用、発展をキーワードとしております。宇都宮市の特徴として、会話科というものがございます。表に「言葉の時間」とありますが、これは日本語のコミュニケーション力を養うものです。これと「英会話の時間」合わせて会話科として1年生から組み立てているということになっております。詳しくは29ページ、30ページをご覧ください。

最後ですが 31 ページにありますように、宇都宮市でも小学校高学年からの教科担任制を導入しております。

最後に A 3 の資料 5 の 5、茨城県つくば市のつくば竹園学園の取り組みについてご説明いたします。33 ページに「学びのスキル」系統表というものがございます。これは全教科にございますが、資料の 35、36 ページに算数、数学の系統表を載せております。算数の授業の際に、図を使って説明するというところで、小中学校間でより段差なくいろんな説明の図を系統立てて使用しているというところが、特徴かと思います。37 ページが外国語活動、外国語科の学びのスキル系統表になっております。38、39 ページにございますが、つくばスタイル科を新たな教科として実施しております。こちらは品川区の市民科に対応するものと考えていただいても結構かと思います。

まとめとして、4－3－2 制の先行実践例として、特徴は大きく 3 点にまとめられると考えております。

1 点目は、小学校 1 年からの英語に取り組んでいるところが多いということでございます。そこでは、特に聞く、話すということを中心にしたコミュニケーションの力ということを英語、日本語を問わず重要な視点に入れながら実施しているということが、大きな特徴でございます。次の学習指導要領の改訂を受けまして、小学校 5 年生から英語が教科化される、小学校 3 年生から外国語活動開始されるということを見込んで、やはり 4－3－2 制を意識した取り組みが今後強まっていくのではないかとというふうに推測されます。

2 点目は、先ほどありました品川区の市民科、つくば市のつくばスタイル科、また京都の宇治市の宇治学というように、道德の時間と生活科、総合的な学習の時間をつなぐキャリア教育的な取り組みを新たな教科として実施しているということです。学力向上のためには、今自分がしている学びが何につながるのか、すなわち何のために学ぶのか、将来の自分がどんなふうに生きたいのかという、自分の生き方を見据える中で考えて行くことが大事にされている中で、このようなキャリア教育的な発想で新たな教科というのを実施しているのが特徴かと思います。

3 点目は、小学校高学年から教科担任制に取り組むということです。小中の大きなシステムの違いには教科担任制があるかと思います。いわゆる中 1 ギャップを緩和するために、小学校高学年から小中一貫教育の中で幾つかの教科で教科担任制への取り組みが行われているということでございます。思春期の低年齢化が言われる中で、小学校高学年においても担任との関係が難しくなる事例もあり、加えて小中一貫教育における児童生徒の人間関係の固定化の課題を意識する中で、多くの教職員がかかわる教科担任制が学力向上だけではない有効性を発揮する可能性が考えられます。

以上の 3 点でございますが、特に初めの 2 つは教育内容にかかわる特徴でございます。これらはあくまでも先行実践例における共通した特徴でございますが、本市においても小中が一貫して何に向かって取り組んでいくということが重要になると考えます。

本市でも現在全ての中学校区でキャリア教育を展開し、目指す20歳像が既に4中学校区中3中学校区で決められ、今年度中に全中学校区で決めることになっております。このことを踏まえて、小中一貫教育で何に取り組んでいくのかを考えることが重要になってくると思いますが、その際各中学校区がそれぞれの児童生徒の実態とともに家庭地域の実態を踏まえて考えていくことも大事にしたいと考えております。

続きまして、資料の6をご覧ください。前回の意見では、小中一貫教育のデメリットについて御質問がございました。今回メリットとデメリット両方の資料を用意しました。こちらは先ほども申しました1,130校に調査しました2006年5月の調査を基に、成果と課題を載せております。メリットとして1点目は、1ページに学習指導上の成果として各種学力調査の結果が向上した、また学習意欲の向上、学習習慣の定着ということがあるかと思えます。

2点目は、生徒指導上の成果としてのいわゆる中1ギャップの緩和、不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を覚える生徒の減少、また自己肯定感の向上、思いやりやたすけあいの気持ちの育成が挙げられております。3ページをご覧ください。注目していただきたいのは、大きく成果があったという項目として黒丸があるんですが、先ほど池田のほそごう学園の報告にもありましたとおり、中ほどに、上級生が下級生の手本となろうという意識が高まった、下級生に上級生に対する憧れの気持ちが高まったという点があげられていたと思えます。これらについては、本市の児童生徒、特に中学校の課題であります自己肯定感の向上や意欲の向上につながることも期待しております。

再度1ページをご覧ください。3点目は教職員に与えた効果として、指導方法への改善意欲の向上、教科指導力、生徒指導力の向上、小中学校間における授業間や評価間の縮小などがあげられております。小学校のきめ細かい授業のあり方を中学校の教職員が学んでいくことや、また小学校と中学校の生徒指導のあり方の違いを意識し、児童生徒にとっての段差を緩和しながら小学校と中学校の教職員が互いに学び合うことが期待されます。

続きましてデメリットでございます。こちらのほうは2ページに記載しております。まずは中ほどに児童生徒に与える影響に関する課題として4つあげられていますが、特に多く声が聞こえるのは、児童生徒の人間関係の固定化です。小中一貫教育を実施するに当たり人間関係が固定化しないよう配慮が必要だということが大きいかと思えます。

2点目は、その4つの中の一番下にあります、小学校高学年におけるリーダー制や主体性の育成について問題意識としてもっておかないといけないと思っております。最大の課題は、視察でも聞かれましたが、5ページ、6ページのグラフにあるように、やはり教職員の負担軽減、負担感、多忙感の解消、この辺のところ大きな課題になってくると思っております。

再度2ページをご覧ください。小中一貫教育の実施に伴う時間確保等に関する課題ということで、打ち合わせ時間の確保、研修時間の確保、小中の交流を図る際の移動時間、手段の確保などが課題として挙げられておりますが、課題

解決のためには、一番下に人事・予算面にかかわる課題がございますが、ここを克服し、例えば小中一貫コーディネーター教員を配置するなどの、教職員の負担軽減をいかに図るかが重要になってくるかと考えております。

以上でございます。

○教育総務課長

事務局からの資料説明は最後になります。資料7についてご説明いたします。本審議会の議論をしていく中で、今後の泉南市の老朽化対策を行う上で、根幹のデータの一つとなり得るということで、各学校の建築年数と耐震補強工事の実施年度の資料請求がありました。1ページをご覧ください。小中学校別の経過年数と耐震補強の一覧表で、それぞれの建築年、経過年数、面積、耐震補強の完了年度ということで、一覧表にさせていただいております。なお建築年度の経過年数は、各学校の最も古い校舎のものでカウントしています。また面積についても、校舎と体育館を合算した数値ということ、施設台帳等に登録している数値を採用しておりますので、登記簿等々の数字とは若干差異がございます。また、2ページ目には各学校におきましては、児童生徒急増の時代、昭和40年から50年にかけて、建て増し等も行っておりますので、それぞれ複数棟から成り立っているような現状です。2ページ目の学校別・棟別の経過年数表は、小学校は体育館含めまして、全体で53棟、中学校は体育館含めて30棟ありますので、そちらの細かい建築年と面積等の詳細データになっております。

また、3ページ目には、それぞれの学校ごとの棟別の経過年数等を、年代別のカテゴリーに分けた分布表となっておりますので、ご参照ください。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま資料1から資料7について説明をいただいたわけですが、ご意見・ご質問がございましたら出していただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、議事録の関係で、発言の際は挙手をお願いします。私のほうから指名して、その後に発言していただくという形でよろしくお願いいたします。

特にないようでございます。前回出された、こういう点はどうなっているのかということについては、視察内容をご説明いただき、その他の点についても的確な資料等をご準備いただきましたので、聞いておりまして大変よくわかる説明であったというふうに感じております。

それでは、議事の(2)の意見交換に移ってまいりたいと思います。前回事務局から提示されましたスケジュールに従いますと、次回は私会長から審議会としての骨子案のたたき台を提示させていただいて、委員の皆さんに検討していただくということになります。骨子案の作成に当たりましては、皆様のご意見をできるだけたくさん頂戴した上で、まとめていきたいと思います。時間としては30分程度ですが、意見交換ということで、できるだけ皆さんから小中一貫教育についてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。どうぞよろしく

お願いいたします。質問どうぞ。

T 委員どうぞ。

○T 委員

諮問書の 10 ページの 5 検討事項の 2 つ目の丸のところに小中一貫校を円滑に実現するために、原則として現在の各中学校区につき、中学校 1 校、小学校 1 校を基本とするとありますが、その件でちょっと質問があります。

5 点あるんですが、1 点目がこの中にもありますように、中学校区の再編はもうないのかということです。中学校区の線引きの変更があるか、現状のままかということです。

2 点目が、最終的に 1 小 1 中にするということですが、そうなるまでは調整区は今のままでくならないのかということです。当然 1 小 1 中になってしまったら調整区はなくなります。

3 点目に、最終的に 1 小にしていくという考え方、イメージについてです。例えば一丘中学校区であれば、例えばですが、一丘小学校の敷地に新家小学校と新家東小学校持ってきて、そして合併させて 1 つの小学校になるというイメージでよかったですでしょうか。

4 点目に 10 ページに 2 つの表があって、下の表でいくと泉南市、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、これでいくと、泉南中学校区と信達中学校区は 24 学級以下にはならないとなれば、2055 年までは 1 小にはならないと考えていいのでしょうか。

5 点目に、具体的な建てかえのプランやスケジュールの提示というのは、この審議会で検討するのか、誰がするのかという点です。

以上 5 点です。

○会長

今の 5 点のご質問のうち、1、2、3、4 については事務局で答えていただきたいと思います。5 点目の具体的な建てかえプランの検討をここで行うかどうかということについてですが、当審議会はあくまでも泉南市の教育、子どもたちにどういう教育を提供していくべきかという審議会でございますので、ここで具体的なプランなり、校区ごとにどういうふうにするかということについてはこの場では行わないつもりでございます。

では、T 委員から出されました質問について事務局いかがでしょうか。

○人権教育課長

1 点目は、中学校区の変更はないということで諮問をさせていただいております。その理由は今まで中学校区を基本に教育コミュニティーづくりというのをずっと行ってきたということで、やはり教育コミュニティーを大事にするということを基本にしておりますので、中学校区の変更はないということで諮問させていただいております。

2 点目、調整区につきましては、各中学校区で 1 小 1 中となったときに解消という形のことで提案をしております。ですから、各中学校区で 1 小 1 中となるまでは、調整区だけじゃなくて、今の学校制度ではそのままということで提

案をさせていただいております。

3点目、どのように小中一貫校として、建てかえや統廃合を行うのかということは、教育のあり方の方向性を受け、今後の児童生徒数の状況に応じて決めるということになっておりますので、その辺りは、まだこの諮問には入っておりません。ですから、先ほど会長が言われたように、教育のあり方の方向性を決めて、小中一貫の基本方針などを事務局で作成しないといけないと思います。

4点目は今のところ25学級以上の小学校はつくらないという方針でございますので、大規模校はつくらないということが諮問の内容にはなっております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

T委員よろしいでしょうか。

では、ほかにご質問やご意見ございましたら出してください。

N委員。

○N委員

いろんな先行実践例として行われている学校の説明を聞いたんですが、これは早く手を挙げたほうが補助金が余計につくとか、そういうことになっているんですか。

○教育部参与

早く手を挙げると補助金がそれだけたくさんつくかということでございますが、そういったことでは必ずしもないというのが結論であります。現在、児童生徒急増期の建物が全国的に老朽化してきていて、改築ラッシュを迎えている状況です。国の予算措置も改築予算に見合ったものが十分用意できていないという現状がありますので、後ろに行けばいくほど国の予算もそれほど十分に確保できない可能性がございます。その意味では引き延ばすよりは一定のところで判断をして、改築の申請、決断をするということも必要かなと思いますが、それが今のタイミングなのかということになれば、ちょっとそれはまだまだこれから検討していく必要があるかなと考えております。

○教育部長

補助金については、早い者勝ちというようなことはないということなんですが、全国的にこれからだんだんと建てかえを必要とする施設がふえてくるかと思えます。それに伴って、国のほうも予算を比例してふやしてくれればいいわけですが、なかなかそうもいかないということです。そうなってくると、補助金があたる確率が少なくなったり、あるいは広く浅くと言いますか、数多くに補助金は出すけれども、補助率、あるいは単価自体が実態と見合ったものにならない可能性あるかと思えます。それが将来ある時期から好転するというようなことが見込めるなら、それを待つのも1つの方法だろうということですが、今はそういう目途が立っていない状況ですので、子どもたちが過ごす施設ですから、必要な時期に建てかえ等を行う必要があるのではないかと考えております。

○会長

ほかいかがでしょうか。

I 委員どうぞ。

○I 委員

資料の 5、小中一貫教育のカリキュラム例とそれから最後のメリット・デメリットに関しての質問です。資料 5 の中で 2 地区ほど会話科というものがあって、国語としてのことばの時間、それから英会話の時間という 2 つに分かれていたと思います。この教育問題審議会が最初に開かれたときの教育委員会の話の中で、自分の言葉で意見を言える子どもたちを教育したいというふうなお話もあったと思うんですが、そういう意味から言えば、このカリキュラムは、まさしくそれに該当するような気がします。ただ、そういうところまで先走って話していいのかわかりなかつたので、遠慮させていただいたんですが。教育委員会としてはそういうことを目的にされているというふうに理解してよろしいんですか。

○会長

人権教育課長。

○人権教育課長

I 委員が、今まさに言われたとおり、教育委員会の今後の教育の方向性として、泉南市の教育振興基本計画に、自分の気持ちや考えを言語化し、他者に伝えあう人間関係づくりや集団づくりということをあげておりますので、この方向性は目指していきたいというふうに思います。ただ、先行実践例のような会話科をつくるかどうかというところは今後の検討になるかと思いますが、目指す方向性を達成するために、やはり今の子どもたちに表現力をつけないといけないと思っていますので、そこは重要な視点の一つに入れていきたいと考えております。

○会長

ありがとうございます。

Q 委員。

○Q 委員

4－3－2 制のメリットのところで 3 つにまとめられた部分がすごく印象に残っています。小学校英語活動への今後対応が 4－3－2 の場合は非常にしやすい。それからキャリア教育とか、会話科とかそういったことにも 9 年間で取り組みやすい。それから教科担任制の問題、こういうふうにまとめられた部分について、私自身よく理解できました。

小学校の英語科への対応については、小学校の校長会でも先日どうしていくかということについて、話し合った経緯があります。その中で、小学校で英語科が来てどうするのか。英語の教科の担任の先生、そんなに一遍にふえるのか、ALT がそんなにたくさん来るのかという意見が出ました。今でもいろいろと施設の問題がある中で、平成 30 年には実施しないといけないし、もっと先行してやっていく必要もあると思います。泉南市は空港に近いまちなので、やはり

英語に特化して、折に触れてこれから指導していかないといけない時代だと私は思っているんですね。その意味でも4－3－2にすれば、一体化の施設で中学校英語の先生が小学生に授業をしたりできるので、それはすごくいいと思います。もちろん中学校の英語の先生が小学校に来て授業をするというのは今でも少しはやっています。また、ALTも小学校に来ていただいたりしていますが、学校間の移動の問題があります。1人で何校も行けませんからね。そういった意味でも、私はこの4－3－2のメリットのこの1番の英語活動への対応という部分については、非常に大きいと思っています。

以上です。

○会長

D委員はどうですか。

○D委員

まず施設の建てかえを含めて、諮問書にもあったと思うんですが、ファシリティーマネジメントの関係で、もう一度施設の建てかえも含めてまちづくりと学校、それから地域との連携という部分について、もう少し考えないといけないのかなと思います。幾つか視察された分の資料を見せていただきますと、防災も含めたまちづくりと学校というふうなこともでてきているので、その辺のところも必要なのかなというのと。

もう一つ、最終的には義務教育学校を目指されるのかなと思いました。というのは小と中が一体になるのなら、やはり、かなり文化の違いというか、そういうところもあると思いますので、学校組織としては最終的には義務教育学校目指されるのかなと思いますので、どのようなお考えなのか、教えていただけたらと思います。

○教育部長

最初のご質問にお答えさせていただきます。

まちづくりと学校というご質問ですが、その前にファシリティーマネジメント、公共施設の最適化ということで、現在市をあげて取り組んでいるところです。諮問書でもうたわれてはいるんですが、それに先んじて、教育委員会事務局で老朽化対策の基本方針というのを取りまとめました。今回もそれに基づいて泉南中学校を第一として取り組んでいるところです。その方針の中でうたっているんですが、学校は単なる学び舎だけではなく、地域コミュニティの拠点でもあると考えております。現在でも災害時の避難所になっているわけですが、そういう災害時に避難するための施設であるとか、あるいは地域でのコミュニティの場、例えば集会所だとか、そういうような施設も併設してはどうだろうかということで、幾つか子どもたちが学ぶ以外のもの、学校と地域が交流できるようなもの、そういうものもこの建てかえ、あるいは大規模改修の際に学校の中に取り込んでいくというようなことをうたっております。

ご指摘のように、学校ということで建てかえなどにこれから取り組んでいくわけですが、単に更新ということだけではなく地域との連携ということで、いろいろなものを入れていく。今回の泉南中学校の基本設計についても、地域支

援本部なりPTAのための部屋も別途用意しておりますし、それらについては、できるだけ地域の方が利用しやすいように、正面玄関から入ってすぐの場所に配置するというようなことも検討しています。

現在でも体育館を地域に開放していますので、そういう意味ではこれからもまちづくりといえますか、地域に開かれた学校、地域とともに進んでいく学校という形で進めていきたいと考えております。

それから、最終的に義務教育学校を目指すのかというご質問ですが、今回諮問の趣旨としては、計算上、1小1中にならない中学校区も出てくる可能性はございますが、原則としては1つの中学校区で子どもの数が将来的に減って行くから1つの小学校、そして1番いいのは、施設一体型ということを考えております。この趣旨は9年間を通した教育ができるというようなところですよ。この法改正によって、設置可能になった義務教育学校とするのか、あるいは小中一貫校という形でいくのか、これについてもご議論もいただければというふうに思います。

○会長

D委員よろしいでしょうか。

U委員どうぞ。

○U委員

竹原市、それから呉市など、いろんな地域の小中一貫教育の話を聞かせていただいて、私自身はこういうふうに進めているんだなととても勉強になりました。その中で、やはり大事なものは、その市でどのような子どもを育てたいのかということ、それから9年間で一体どのように成長し、将来どのような人になってほしいのかということが大事だと思います。そういう意味で、理念、目標というものをまずしっかりと市の中で話し合って確認していくということが必要なのではないのかなと感じました。

例えば現在、中学校区で保育所、保育園、幼稚園を含めて小中で、キャリア教育という意味で、9年間でどのような子どもたちに育てたいかということも話し合われていますので、そういうことももとに各中学校区で現在の状況も考え、それにプラスしてこれからの教育、英語とか地域のことを考えた科をつくるということを合わせて考えていくということが非常に大切ではないのかなと感じました。

以上です。

○会長

今、U委員からは、どういう子どもたちを育てたいのかというところを大事にすべきというご意見いただきました。この審議会で皆さんと議論を重ねてきて、こういうことを大事にしていこうという方向をはっきりと打ち出しつつ、私のほうで原案を次回提案したいと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

それと、義務教育学校のことについて、池田市のほそごう学園の紹介がありました。池田市では義務教育学校について、現在検討中なのですが、今の

ところやめとこうかなというふうになっているそうでございます。というのは、義務教育学校にすると、補助金が上乗せされるというところがあるんですが、ほそごう学園は建設してしまっているので、補助金を意識しなくてもいいということになったようです。あと人の問題として、義務教育学校になると校長が1名で教頭が2名ということになります。ところが小中一貫校だと、校長と教頭合せて管理職4人体制でいけるということになります。ということは、もう建設してしまっている段階では、今のところ小中一貫教育でいこうかなというような議論がなされているということです。それと小中の免許併用について、両方の免許を持っている教員をどれだけ確保できるかとか、それぞれの条件が必要になってくるということです。管理職の数、補助金の問題、または免許を両方持っているかというようなさまざまな条件が義務教育学校になるときに必要になってくるような感じがいたします。

ほかご意見はいかがでしょうか。

○教育部参与

今会長からお話があった関係でございしますが、義務教育学校になると確かに校長1人になるんですが、それまで教員数を減らさない形で定数の措置はできるというふうに聞いておりました、実際に守口市のさつき学園においては、教頭先生が3人いらっしゃいましたので、そこは問題ないかと思います。

また補助金について義務教育学校にしたほうが当初は施設整備の段階で有利になるという部分、確かにややそういった傾向があるようですが、公に義務教育学校にするとそれだけ補助上優遇があるということでは必ずしもありませんので、情報としてお伝えをさせていただければと思います。

あと免許状の関係ですが、両免許状の併有というのが原則になりますが、当分の間となっており、期間について明確に示されてはおりません。実際にほかの法律で当分の間と書いていて、数十年間そのままのものもございしますので、両方の免許状の取得を促進するよう文科省としても行っていきたいと考えておるということでございます。当分の間という表現ですが、すぐということではなく特に期限を決めておりませんので、そういう意味ではそこで足かせになるということはないのかなと考えます。

○会長

それでは、〇委員どうぞ。

〇〇委員

今日は小中一貫校のメリット・デメリットについて聞かせていただきまして、すごく成果のほうが強く感じられました。学力の向上であったり、中1ギャップの緩和であったりと、いろんな面で本当にこういう方向性はすごくいいんじゃないかなと思いました。

ただ、実際に小学校と中学校が同じ一体型の小中一貫校ということになりますと、1つの敷地内で生活することになります。幼稚園も5年前に統合し、たくさんの幼稚園の園児が1つの場所に一緒に生活することになりました。大規模化に伴うハード面での大変さを、いろいろ感じております。地域コミュニテ

ィーを大事にしていくということなのですが、校区が中学校区というくくりなので、今までも地域の中学校区でのコミュニティというのはあるのかなとは思いますが、しかし、統廃合をすると、保護者が参加する行事等があったときには、たくさんの人が一度にその場所に集まるわけです。幼稚園で一番問題になるのは、人が集まるときの車の問題、駐車場の問題です、また近隣住民に人が集まることで迷惑をかけたりすること多々あります。今日ハード面での写真とか設計図を見せていただいたら、中の施設はすごく理想的だなと、こんな施設ができたらいいだろうなと思うんですが、その周辺地域の方がどんなふうにそこに協力し、一つになってやっていっていただけるか、その辺の地域の理解や協力を得るためにどう進めていくのかということも一緒に考えていただきたいと思います。

それから、デメリットとして、教職員の負担、いろんな会議の時間確保というの也被けられていました。私たちも、今、本当にそのことを大規模になって感じているところです。やはり全体での共通理解も大事ですし、実際に子どもを動かしていくとなると、学年での会議や小さいグループでの会議も必要になってきます。大規模になったことで、教職員の負担が増えたと感じています。そこまで想像してなかったのですが、実際になってみたときに、すごく負担は増えたなと思っています。小学校、中学校というのは、今でも幼稚園よりも大きな規模で生活されているので、そのノウハウというのはおありなのかなと思うんですが、今以上に大きくなるということで、そういう負担が増えたときに、人を増やして何とかしていくのか、どういう方法でその負担軽減を考えていただけるのかということも、一緒に考えてほしいなと思いました。

それから先ほどの質問のお答えで、中学校区を見直すということは考えておられないということだったんですが、泉南市の中学校区は規模の大きさに差があると思います。24 クラス以下にならないと、小中一貫校にならないということは、もしかしたら、統合しないということもあり得えますし、また連携型ならいけるということもあり得るわけです。そうすると、地域によって、連携型小中一貫校ということで進められるのかなと思うんですが、その時、地域による差が出てくると思います。地域のコミュニティもすごく大事ですし今まで培ってきたものがあると思うんですが、やはり線引きとかも今後見直す必要があるのではないかと思います。

以上です。

○会長

今○委員から大規模化に伴うハード面の整備、それから時間確保ということでの教員の負担の軽減ということも考えていく必要があるというご意見でした。また、その校区によっては、人数的なものもあるので、線引きを考えていく必要があるということですが、このご意見については、今まで各中学校区が積み重ねてきたことを考慮すると、各中学校区に立脚して進めていくのが最も教育コミュニティという考え方でいくと適切ではないかと私は考えております。

ほかいかがでしょうか。

P委員どうぞ。

○P委員

今のご議論とも重なる部分あるんですが、先ほどから各中学校区において1小1中が最終的に目指すところだということですが、なかなかそのクラス数にならないということです。今回この審議会で小中一貫校を進めていきたいと思いますとなったら、4中学校区の小学校や中学校の数はばらばらですが、一斉に進めていくようになるのか。または1小1中の条件を満たしたときから順番に進めていくということになるのか、その辺のタイミングですね。それと多分校区によって1小1中のところもあれば、3小1中のところもあるかと思うんですが、建て替えなどで施設一体型になるとか、そういったところがどうなるのかというのは、ちょっと確認しておきたいと思います。

また、教員の負担感ということでご議論がありましたけど、小中一貫校となると、さらに負担が増えるということになると思うんですが、小学校の先生が中学生を教えたり、中学校の先生が小学生を教えたりということになると思うので、教員の研修というかそういうスキルアップということも重要だと思います。そういった面で学校として、そのあたりはすぐに対応できるのか、準備期間として5年とか10年ぐらい、経験を積み重ねていかないとすぐには無理ですというのか、そのあたりがどうなのかということについて、ご意見を伺いたいと思います。

○会長

人権教育課長。

○人権教育課長

1点目のご質問についてお答えいたします。審議会で答申をいただいた後、基本方針等をつくりながらハード面についても見ていかないといけないと考えています。ソフトとしては、全ての中学校区一緒に実施していくということになるかと思っています。ハードは1小1中となる所と、1対多型となる所がでてくると思いますが、どこかの中学校区だけ小中一貫校として、ほかの中学校区はしないということではなく、市全体の方向性として小中一貫教育を進めて行きたいと考えています。

また、教員の研修、スキルアップ等については、1小1中の学校で在籍していた職員が異動したときにノウハウをもらいながら、他の校区に広めていくということもあるでしょうが、とにかく教職員と教育委員会が一緒にやっていないといけないと考えています。その辺はそういう人事が変わったときにも同じように進んでいかないといけないと思っております。ただ、教員の意識づくり、また施設のハード面の問題もありますので、いつ実施するかということについては、まだ答えられないんですが、そのように考えております。

○会長

ありがとうございます。

校長先生のほうにもP委員からご質問がありましたが、例えば交流授業というような案は、結構準備期間がかかるものなんではないでしょうか。

Q 委員どうぞ。

○Q 委員

交流の準備期間という話ですが、これまでも泉南市では小中の連携というのは 10 年以上も前からさまざまな形で交流したり、研究事業を一緒にやったり、今はキャリア教育で一緒にやったりと随分やってきています。ただ、施設が全く違うし、独立した連携、小中一貫教育というような枠組みにないので、小学校と中学校の校長同士でやりましょうというのはなかなか言いにくい状況があります。ただ、今、行っているのは、教育委員会からキャリア教育で、中学校区でこういうことを目指しましょうという音頭取りがあったので、そういうことができているということです。だから、時間がかかるというよりも、その機会とシステムがあれば、私はそんなに時間はかからないのではないかなとは考えています。

あと、P 委員からご質問があった小中一貫校が小学校と中学校の先生のキャリアアップなどにつながるのかどうかという話ですが、私は確実につながると思っています。

○会長

ありがとうございます。

D 委員どうぞ。

○D 委員

中学校の側からしても、基本的にはいけると思います。ただ、児童のほうで最初は戸惑いがあるかもしれないと思います。特に 5 年生、6 年生に教科担任制で授業をすることで、刺激も与えることができるでしょうし、また小学校の先生でも、得意な分野のお持ちの方が中学校 1 年生、2 年生教えていただくということもいいと思いますので、これはいけると思います。ですが、そういう意味で研修の実施も含めて、ある程度はいけると思うんですが、中学校の場合はクラブ活動があるので、クラブ活動の時間帯を確保すると、小学校の先生方と時間が合わないというところが出てくる。その場合は、研修とか会議の時間を確保する中で、やっていくという方法しかないと思っています。

○会長

P 委員いかがでしょうか。

○P 委員

市内全域一斉に小中一貫校にするということなんですが、今先生方からはある程度システムとか制度ができれば、先生方の対応は可能かなというお話がありました。答申のイメージとして、どれぐらい先を目指すのかということで、前回も 40 年後の話というようなこともあったと思うんですが、どれぐらいを目指して小中一貫校をするということを方針として出すのか。そのあたりもある程度具体的に示したほうがいいんじゃないかなと思います。それは次回の審議会の議論でもいいかと思うしますので、よろしくお願いします。

○会長

具体的に今までの積み上げもあるということですので、準備期間ということ

ではなくて、大体小中一貫教育どれぐらいのスパンで進めていったらいいのかというふうなことについても、また次回ご意見をいただけたらと思います。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、ただいま皆様方から頂戴しました意見をもとに、次回私のほうで骨子案のたたき台を用意してまいりますので、そのたたき台について様々なご意見をいただけたらと思います。

続きまして、議事の3つ目でございますが、今後の日程について事務局より説明お願いいたします。

人権教育課長。

○人権教育課長

資料8をご覧ください。

申し訳ございません、訂正がございます。まず今からご説明させていただきますが、11月に「泉南市の教育を語る会」というものが書かれていると思いますが、こちらの曜日が間違っております。日付はあっております。16日水曜日西信達中校区、17日木曜日一丘中校区にご訂正お願いします。

それから会議の回数ですが、こちら申し訳ございません。8月3日第1回とありますが、これは第5回です。続きまして、6、7、8、9、10、11という順番になるかと思えます。ご訂正お願いします。

次回以降のスケジュールについて、日付を入れておりますのでよろしくお願いします。次回は10月4日、その次が11月1日、そして11月に「泉南市の教育を語る会」を開催し、12月20日ということで考えております。1月はまだ決まっておりますが、この順番でお願いしたいと思います。

なお、「泉南市の教育を語る会」は、本審議会が主催者となって、各中学校区の保護者、地域住民の方の意見を聞き、それを参考にして以降の審議会の審議に生かすことを目的に開催したいと考えております。

また、その内容や審議員の皆様方の参加体制も含めて、次回の会議でご審議いただきたいと思います。事務局といたしましては合計4回行われます教育を語る会のうち、委員の皆様には、いずれか1回どこかでご参加をお願いしたいと思います。特に中学校区の代表で出ている委員様は、その中学校区で参加をお願いしたいと思います。そのことも含めて次回以降ご審議いただければと思います。

以上でございます。

○会長

それでは、ただいまの説明について日程の説明について、ご意見、質問がございましたら出してください。

N委員どうぞ。

○N委員

教育を語る会の時間は、次回決めるんですか。

○人権教育課長

一応、夜に開催ということを考えております。時間のほうも、次回もう一度

きちんと申し上げますが、今のところ、午後7時開催と考えております。場所は、各中学校の体育館を予定しております。

○会長

それをもとに各校区で調整してくださるということですね。

ほか特にございませんでしょうか。

C委員どうぞ。

○C委員

日程の件ですが、第8回の審議会が11月1日になっているんですが、議会の関係で、我々この段階では役職が決まってないということで、11月1日は誰も出席できないということになってしまいますので、それだけはお願いたいと思います。

○会長

選挙の関係で役選がまだということですね。

○C委員

基準日が11月の12日か13日なので、そこを目途に決まると思います。

○会長

なるほど。ではこの第8回についてはペンディングしておきましょうか。

○I委員

会の開催そのものがペンディングということですか。

○会長

11月1日審議会の開催はどうでしょうか。議会からのご出席がない状態で素案の検討というのはいかがでしょうか。最終12月、1月とございますが。

事務局どうでしょう。

○C委員

逆に、議会サイドでいくと、議会内で議論する時間というのも結構あると思います。できるだけいろんな代表の方のご意見を交わしていただくほうがいいと思いますので、議会の代表が欠席していても、それはそれで問題ないとは思いますが。だからその日程のまま進めていただいてもいいんじゃないかなと思います。

○教育部長

先ほど説明しました「泉南市の教育を語る会」を4中学校区で開催する前に一度素案としての議論をしていただきたいと思います。それを逆算して、お示ししている日程で、審議会を開催させていただきたいと思います。議会には臨時会がこれに近い日程で設定されるようであれば、さらに他の委員さんのご都合もつくようであれば、その辺はまた考えさせていただきたいと思います。今日のところは、お示ししている日程で、第8回の審議会を開催させていただきたいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして議事4、議事録について事務局より説明をお願いします。

○人権教育課長

度々申し訳ございません。今の資料 9、10 に間違いがございましたので、今から差替えということで、配付いたします。

ただいま配布した議事録につきましては、その回に参加していただいた皆様に配付するという事になっております。この議事録につきましては、お名前をアルファベット表記にし、ウェブサイトへ公開いたしたいと思いますので、間違い等ございましたら、9 月 30 日金曜日までに人権教育課までお申し出をお願いします。訂正の上公開といたします。

人権教育課の電話番号は、今日お渡ししました議事日程の下に書いておりますので、そちらに電話していただきますようよろしくお願いします。

なお、本日の会議の議事録につきましても、でき次第、委員の皆様へ配付し、了解の上公開したいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

○会長

それでは、ご意見、ご質問がございましたら出していただけたらと思えます。

議事録についてはよろしいでしょうか。

続きまして、最後の議案、その他になっておりますが、事務局のほうで何かありましたらご提案をお願いしたいと思えます。

○人権教育課長

次回第 7 回の審議会の日時と場所のご案内をいたします。

次回の審議会は、10 月 4 日火曜日 3 時から、本日と同じこの会場で行いますので、よろしくお願いいたします。主な案件につきましては、先ほど会長様からありましたとおりに、骨子案の検討と教育を語る会についてでございます。よろしくお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○会長

第 6 回の審議会として予定しておりました議案事項一通り終了いたしました。

それでは、本日の第 6 回の審議会これで終了したいと思えます。どうもありがとうございました。

— 閉会 —